

第39号議案

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

令和7年6月4日に公布された「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」において、最近における物価の変動等に鑑み、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する各経費の限度額について引き上げる旨の公職選挙法施行令の改正が行われた。

この改正を踏まえ、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要がある。

2 改正内容

ビラの作成およびポスターの作成に係る公費負担の単価を改める。

条例の 対象条項	種類	区分	限度額	
			改正単価	現行単価
6条、8条	ビラ作成	一枚あたり	8円38銭	7円73銭
9条	ポスター作成	一枚あたり	586円88銭	541円31銭

3 施行期日

公布の日。

（改正後の品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。）

4 新旧対照表

次頁のとおり。

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定に基づき、品川区議会議員および品川区長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(以下「ビラ」という。)の作成および法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 品川区議会議員および品川区長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により品川区に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(自動車の使用の契約締結の届出)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に掲げる契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において自動車の使用に関し有償契約を締結し、品川区選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(自動車の使用の公費負担額および支払手続)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定に基づき、品川区議会議員および品川区長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(以下「ビラ」という。)の作成および法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 品川区議会議員および品川区長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により品川区に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(自動車の使用の契約締結の届出)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に掲げる契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において自動車の使用に関し有償契約を締結し、品川区選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(自動車の使用の公費負担額および支払手続)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 品川区は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に</p>	<p>第4条 品川区は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に</p>

改正後	改正前
<p>達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手（同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円）の合計金額</p>	<p>達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手（同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円）の合計金額</p>
<p>(第5条省略)</p>	<p>(第5条省略)</p>
<p>(ビラの作成の公費負担)</p>	<p>(ビラの作成の公費負担)</p>
<p>第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>(ビラの作成の契約締結の届出)</p>	<p>(ビラの作成の契約締結の届出)</p>
<p>第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(ビラの作成の公費負担額および支払手続)</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額および支払手続)</p>
<p>第8条 品川区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビ</p>	<p>第8条 品川区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビ</p>

改正後	改正前
<p>ラの作成を業とする者に対して支払う。 (ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、586円88銭に、品川区議会議員および品川区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成2年品川区条例第33号）に基づき設置したポスター掲示場の数（以下「ポスター掲示場の数」という。）を乗じて得た金額に、31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）に、ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は1とする。以下「基準枚数」という。）を超える場合には、基準枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (ポスターの作成の契約締結の届出)</p> <p>第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間においてポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。 (ポスターの作成の公費負担額および支払手続)</p> <p>第11条 品川区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が単価の限度額を超える場合には、単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 (委任)</p>	<p>ラの作成を業とする者に対して支払う。 (ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、541円31銭に、品川区議会議員および品川区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成2年品川区条例第33号）に基づき設置したポスター掲示場の数（以下「ポスター掲示場の数」という。）を乗じて得た金額に、31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）に、ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は1とする。以下「基準枚数」という。）を超える場合には、基準枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (ポスターの作成の契約締結の届出)</p> <p>第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間においてポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。 (ポスターの作成の公費負担額および支払手続)</p> <p>第11条 品川区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が単価の限度額を超える場合には、単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 (委任)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="120 180 981 212">第12条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p> <p data-bbox="208 272 297 304"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="120 317 674 349"><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p data-bbox="120 362 1117 523"><u>2 改正後の品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</u></p>	<p data-bbox="1120 180 1980 212">第12条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>